

立川市道路占用料等条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

道路法（昭和27年法律第180号）第39条第2項の規定による。

立川市道路占用料等条例の一部を改正する条例

立川市道路占用料等条例（昭和48年立川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,620円	第1種電柱	1本につき1年	1,490円	
	第2種電柱		2,480円	第2種電柱		2,280円	
	第3種電柱		3,350円	第3種電柱		3,080円	
	第1種電話柱		1,440円	第1種電話柱		1,320円	
	第2種電話柱		2,310円	第2種電話柱		2,140円	
	第3種電話柱		3,180円	第3種電話柱		2,910円	
	その他の柱類		140円	その他の柱類		130円	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	14円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年
	……略……	……略……		……略……	……略……		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,410円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,300円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	860円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	790円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,890円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,610円	
広告塔	表示面積1平方メ	11,500円	広告塔	表示面積1平方メ	8,800円		

		メートルにつき1年				メートルにつき1年		
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年			2,890円	その他のもの	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	60円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	55円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		86円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		79円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		130円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		120円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		170円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		150円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		260円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		230円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		340円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		310円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		600円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		550円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		860円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		790円	

	もの				もの		
	外径が1メートル以上のもの		1,730円		外径が1メートル以上のもの		1,590円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,890円	法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,610円
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,440円	法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	……略……		……略……	法第32条第1項第5号に掲げる施設	……略……		……略……
	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	5,770円		上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	4,950円
	地下に設ける通路		3,460円		地下に設ける通路		2,970円
	その他のもの		3,090円		その他のもの		2,610円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際して一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	110円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際して一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	88円
	商品置場その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	11,500円		商品置場その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	8,800円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」とい	看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき1年	11,500円	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」とい	看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積1平方メートルにつき1年	8,800円
	標識	1本につき1年	2,310円		標識	1本につき1年	2,140円



備考 ……略……	備考 ……略……
----------	----------

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例施行の際現に占用の許可をしているものに係る施行日の前日までの期間に相当する占用料の額については、なお従前の例による。